

助成事業実施規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 一華五葉財団（以下「当財団」という。）が、定款第4条第1項第1号に関する助成事業について必要な事項を定め、事業の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

(助成事業)

第2条 当財団は、養護が必要な児童の健全な育成と自立に寄与するという目的のため、児童養護施設等で生活する児童の生活環境の充実と、生活環境に必要な設備等の購入及び活動に対する助成金の交付を行う。

(助成要項の決定)

第3条 助成の対象となる事業、活動、プロジェクト等および諸条件、対象費用並びに助成額等は、理事会で定める。

(申請)

第4条 助成を受けようとする者は、別に定める助成金申請書に、以下の各号の書類を添付して当財団に提出しなければならない。

- 1 申請金額の根拠となる見積書のコピーや計画書など
- 2 直前事業年度の当該施設の拠点区分事業活動計算書
- 3 直前事業年度の法人全体の貸借対象表

(決定)

第5条 申請書の提出があったときは、当財団事務局による確認及び調査を踏まえ、児童養護施設等助成金選考委員会（以下「選考委員会」という。）に諮り、理事会において助成対象事業および助成金額を決定し、ただちに助成対象者へ助成金交付決定通知書及び助成金交付申請書を郵送する。

(確認及び調査)

第6条 当財団事務局は、助成を円滑に且つ効果的に実施するため、申請された事業、活動、プロジェクト等、法人、団体ならびに施設についての確認および調査ならびに決定された助成対象事業に関する完了報告の確認を行う。

- 2 前項を遂行するに当たり必要がある時は、申請者に追加資料の提出を求め、また、現地調査およびヒアリングを行わなければならない。

(選考委員会)

第7条 選考委員会は、申請された事業、活動およびプロジェクト等の採否に関する審査および選考を行う。

(助成事業の遂行)

第8条 助成対象者は、助成金交付の決定内容及びこれに付した条件その他代表理事の処分に従い、助成対象事業を速やかに遂行し、助成金は善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(計画の変更・中止・辞退)

第9条 助成対象者は、決定された助成対象事業の申請書に記載された内容を変更または中止しようとするときは、あらかじめ助成金交付申請変更届にて当財団に届け出なければならない。ただし、軽微な変更と認められるときはこの限りではない。

2 助成対象者は、助成を辞退しようとするときは、助成金交付申請変更届にて当財団に届け出なければならない。

(報告)

第10条 助成対象者は、助成対象事業の完了から1ヶ月以内に、完了報告書及び助成金の使用を証明する領収書等を当財団に提出しなければならない。

(調査等)

第11条 理事長は、助成事業の執行の適正を期するために必要と認める場合は、助成対象者に報告を求め、または帳簿書類等を調査することができる。

2 助成対象者は、前項の規定による報告または調査を誠実に遵守しなければならない。

(決定の取消等)

第12条 理事長は、第9条の規定による届け出があったときおよび次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定による助成の決定の全部、若しくは一部を取り消しまたは変更しなければならない。

- (1) 助成対象者が、この規程に違反したとき
- (2) 助成対象者が、決定された助成対象事業以外の用途に助成金を使用したとき
- (3) 助成対象者が、決定された助成対象事業に関して不正、怠惰、その他不適当な行為をしたとき
- (4) 助成対象者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (5) 助成対象者が助成対象期間内に助成対象事業を完了しなかったとき
- (6) 助成対象者が助成金の交付に際し当財団から特別に依頼した内容または条件に違反もしくは従わなかったとき
- (7) 決定後に生じた事情により、決定された助成対象事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

(助成金の返還)

第13条 理事長は、前条の規定により決定を取り消したときは、取り消し部分にかかる助成金の返還を命ずるものとする。

2 助成対象事業が完了し、助成対象事業の費用の合計額が交付した金額を下回ったときも同様とする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、この助成制度の実施に関し、必要な事項は、理事

会の決議により定める。

(改廃)

第15条

この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、法人の設立の登記の日から施行する。